

## 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、 2016 年度政府予算に係わる意見書

子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国の GDP に占める教育費公財政支出の割合は、OECD 加盟国（28 カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。また、1 学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が他の加盟国に比べて多くなっている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要で、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠である。しかしながら、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 14 日

佐賀県嬉野市議会  
議長 田口 好秋

内閣総理大臣	安倍 晋三
衆議院議長	大島 理森
参議院議長	山崎 正昭
総務大臣	高市 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	下村 博文